

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

松前町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1

(1) 現況

当町は、道後平野の西南部、一級河川重信川の南に位置し平坦で起伏のない地形である。豊富な水資源を活用した稲作地帯であるとともに、裏作として栽培されるはだか麦は県内でも有数の産地となっている。

近年農地保全に関心が高まってきており、地域計画を策定し地域の担い手を中心に農地の集積に取り組む集落や、集落営農組織の設立の気運も高まりつつある。

一方、混住化が進む中、高齢化や後継者不足が全集落共通の課題であり、農作業を効率よく行うための環境整備は重要さが増してきている。そのため、地域住民と一体になって農地や水路・水門等の農業用施設の適切な保全管理を推進する必要がある。

また、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、自然循環機能を維持・増進する環境づくりを進めていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業を推進することとする。具体的には、地域の農地維持のため、農業・農村環境づくりに取り組み、また、自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進し、多面的機能の健全な発揮の促進を図る。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
--	-----------	-----------

①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
---	-----------	-------------------------------

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

設定しない。